(平成18年4月1日決裁)

(目的)

- 第1条 この要綱は、各務原市耐震改修促進計画に基づき、建築物等の耐震診断の実施及び耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを促進することを目的として、各務原市の区域内に存する建築物等の耐震化促進事業を実施する者に対し必要な経費の一部を助成するため、市が予算の範囲内で各務原市建築物等耐震化促進事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、各務原市補助金交付規則(昭和38年規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。ただし、 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
 - (2) 木造住宅 旧基準建築物で、木造の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1 未満のもの)を含む。)のうち、在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法によるものをいう。
 - (3) マンション 旧基準建築物で、共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。ただし、次号の分譲マンションを除く。
 - (4)分譲マンション 旧基準建築物で、大部分が人の居住の用に供する区分所有である共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積1,00 0㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
 - (5)特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。 以下「耐震改修促進法」という。)第14条第1号に定める建築物であって旧基 準建築物であるものをいう。
 - (6) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定により 岐阜県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築 物をいう。
 - (7) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第3条に定める建築物をい

う。

- (8) 緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第14条第3号に定める建築物であって旧基準建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物であるものを除く。)をいう。
- (9)相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱(平成13年11月1日施行) に基づき、岐阜県知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。
- (10) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、修繕、模様 替又は一部の除去をすることをいう。

(助成金交付対象事業等)

第3条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)及び経費 (以下「助成対象経費」という。)並びに助成金の額は、別表に定めるとおりとす る。ただし、岐阜県及び市が行う他の補助金、資金貸付及び利子補給金等を受けて いる事業(岐阜県住宅リフォームローン利子補給制度を受けている事業を除く。) を除くものとする。

(助成金交付対象者)

- 第4条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。
 - (1)分譲マンションにあっては、当該マンションの区分所有を有する者全てが市税を滞納していない建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条の規定による団体又は同法第47条の規定による法人(以下「区分所有者等」という。)
 - (2) 前号以外の建築物にあっては、建築物の所有者(特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者。以下「所有者等」という。)で市税を滞納していないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、各務原市補助金交付規則第3条の3各号のいずれかに 該当するものは、助成金の交付の対象としない。

第5条 削除

(実施計画書及び実施承諾書)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表第1 の部に掲げる事業(以下「耐震診断事業」という。)にあっては耐震診断事業実施 計画書(様式第1号)に、同表2の部に掲げる事業(以下「耐震改修計画策定事業」 という。)にあっては耐震改修計画策定事業実施計画書(様式第2号)に、同表3

- の部及び4の部に掲げる事業(以下「耐震改修工事」という。)にあっては耐震改修工事実施計画書(様式第2号の2)に、関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめ当該事業の実施承諾を得なければならない。
- 2 市長は、前項による申請がこの要綱に適合していると認めた場合は、耐震診断事業にあっては耐震診断事業実施承諾書(様式第3号)を、耐震改修計画策定事業にあっては耐震改修計画策定事業実施承諾書(様式第3号の2)を、耐震改修工事にあっては耐震改修工事実施承諾書(様式第4号)を、速やかに申請者に交付するものとする。

(実施計画の変更等)

- 第7条 前条の規定により承諾を得た者(以下「助成対象者」という。)が、当該事業の内容を変更又は中止しようとするときは、事業計画変更・中止届書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の変更の届書がこの要綱に適合していると認めた場合は、速やかに 事業計画変更承諾書(様式第6号)を、当該届書を提出した者に交付するものとす る。

(完了報告及び助成金交付申請)

第8条 助成対象者は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに耐震診断事業にあっては耐震診断事業完了報告書(様式第7号)及び耐震診断助成金交付申請書(様式第8号)を、耐震改修計画策定事業にあっては耐震改修計画策定事業完了報告書(様式第8号の2)及び耐震改修計画策定助成金交付申請書(様式第8号の3)を、耐震改修工事にあっては耐震改修工事完了報告書(様式第9号)及び耐震改修工事助成金交付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第9条 市長は、前条に規定する報告書及び申請書の提出があった場合、速やかに審査し助成金の交付を適当と認めたときは、耐震診断事業にあっては耐震診断事業助成金交付決定通知書(様式第11号)により、耐震改修計画策定事業にあっては耐震改修計画策定助成金交付決定通知書(様式第11号の2)により、耐震改修工事にあっては耐震改修工事助成金交付決定通知書(様式第12号)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた助成対象者は、耐震診断事業においては耐震診断事業助成金交付請求書(様式第13号)に、耐震改修計画策定事業にあっては耐震改修計画策定事業助成金交付請求書(様式第13号の2)に、耐震改修工事にあっては耐震改修工事助成金交付請求書(様式第14号)に前項の交付決定通知書の写しを添付し、市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(代理受領)

- 第11条 助成対象者は、耐震改修工事に係る助成金について、当該耐震改修工事を 行った事業者又は当該耐震改修工事に係る工事監理を行った相談士(次項において 「事業者」という。)に受領させることができる。
- 2 助成対象者は、前項の規定により事業者に助成金を受領させようとする場合は、 第8条の規定による耐震改修工事完了報告書の提出に併せて、代理受領申出書(様 式第15号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

- 第12条 市長は、助成金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全額若しくは一部の返還を当該助成対象者に対して命ずることができる。
 - (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
 - (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の行為があったとき。

(耐震改修後の維持管理等)

- 第13条 助成対象者は、当該建築物の耐震性が維持されるよう適切に維持管理しなければならない。
- 2 助成対象者は、助成金の交付を受けた年度終了後5年間は、耐震改修工事を行った部分の改造等を行わないものとする。ただし、建築物の維持管理上必要な改造等で市長が適当と認めた場合は、この限りでない。

(書類の保管)

第14条 助成対象者は、この事業における収支に関する帳簿を備え、領収書等関係 書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5 年間保管しなければならない。 (検査等)

第15条 市長は、当該助成対象者に対して事業に関し必要な指示をし、報告を求め、 又は検査をすることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に耐震診断、耐震改修計画策定及び 耐震改修工事を実施する建築物等について適用する。

(各務原市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱及び各務原市木造住宅耐震補強工事助成事業実施要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
- (1) 各務原市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱(平成14年3月29日決裁)
- (2) 各務原市木造住宅耐震補強工事助成事業実施要綱(平成16年4月1日決裁)
- 3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する別表3の部住宅耐震改修工事の款木造住宅の項要件の欄第2号に規定する上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、改修後の評点が1.0以上となる耐震改修工事に係る助成金の額については、同項助成金の額の欄第1号の規定にかかわらず、助成対象経費(工事監理に係る費用を除く。)に10分の9を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てるものとし、上限は150万円とする。)とする。この場合において、同項助成対象経費の欄に規定する限度額は、適用しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、同項の規定の適用を受ける場合であって、利子補給制度(独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。)を利用するときの助成金の額は、同項に規定する助成金の額から、別表3の部住宅耐震改修工事の款木造住宅の項助成金の額の欄第1号イにより算定した額を減じた額とする。

附 則(平成18年6月30日決裁)

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定 は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施する建築物等について適用する。

附 則(平成20年4月1日決裁)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に岐阜県木造住宅耐震診断マニュアルによる耐震診断を 受け、建物評点が2点以下と判定された木造住宅については、前項の規定にかかわ らず、新要綱第3条第3号の交付対象事業とみなす。

附 則(平成21年3月30日決裁)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の各務原市建築物等耐震化 促進事業助成金交付要綱の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加えて使用 することができる。

附 則(平成22年8月30日決裁)

- 1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定 は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用 し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例 による。

附 則(平成24年2月1日決裁)

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定 は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用 し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例 による。

附 則(平成25年3月25日決裁)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定 は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用 し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例 による。

附 則(平成25年5月30日決裁)

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年4月1日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定 は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用 し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例 による。

附 則(平成28年4月1日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定 は、この要綱の施行の日以後に耐震診断及び耐震補強工事を実施するものから適用 し、同日前に耐震診断及び耐震補強工事を実施したものについては、なお従前の例 による。

附 則(平成29年3月31日決裁)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定 は、この要綱の施行の日以後に耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を実 施するものから適用し、同日前に耐震診断及び耐震改修工事を実施したものについ ては、なお従前の例による。

附 則(令和2年4月1日決裁)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施するものについて適用し、同日前に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月29日決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年8月19日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和7年3月31日決裁)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の 施行の日以後に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修工事を実施する ものについて適用し、同日前に耐震診断事業、耐震改修計画策定事業及び耐震改修 工事を実施したものについては、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

		助成対	象事業		
	区分	対象 建築物	要件	助成対象経費	助成金の額
1	建築物	要確画建以建安認記築外築全計載物の	でである。 でのは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でののは、 でののは、 でののは、 でいるのでででいる。 でいるのででいる。 でいるのででいる。 でいるのででいる。 でいるのででいる。 でいるのででいる。 でいるのででいる。 でいるのででいる。 でいるのででいる。 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいる。 でいるのでは、 でいるのでいる。 でいるのでいる。 でいるのでいる。 でいるのでいる。 でいるのでいる。 でいるのでは、 でいるのでいる。 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいる。 でいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでい。 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるで	住戸10限る及消含以じ)住のはめ宅当30度(び費め、一宅建次るはた,円と費地税い、一宅建次るはた,円と費地税が、。建以築に額1り0をす税方を。同 て外物定に	助成対象経費の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

耐震診		(3)分譲マンショ		
断事業		ン以外の建築	限度とす	
		物にあっては、	る。ただ	
		対象建築物の	し、特定建	
		所有者等が行	築物以外	
		う事業である	の建築物	
		こと。	について	
		(4)耐震診断の結	は1,50	
		果について、一	0,000	
		般社団法人岐	円/棟を	
		阜県建築士事	限度とす	
		務所協会の「耐	る。	
		震評価委員会」	ア延べ	
		又は岐阜県知	面積1,	
		事の認めた専	0 0 0	
		門機関(以下	㎡ 以 内	
		「専門機関等」	の部分	
		という。) に諮		
		られたもので	0 円 /	
		あること (特定	㎡以内	
		建築物に限	イ 延べ	
		る。)。	面積1,	
			0 0 0	
			㎡ を 超	
			えて2,	
			0 0 0	
			m²以内	
			の部分	
			1, 57	
			0 円 /	
			m²以内	
			ウ延べ	
			面積2,	
			0 0 0	
			mªを超	
			える部	
			分	
			1, 05	
			0 円 /	
			m²以内	
		(1)指針に基づく	(1) 次に定め	助成対象経費以内とす
	確認計	耐震診断であ		る。ただし、建築物の耐
	画記載			震改修の促進に関する
	建築物	(2)対象建築物の	乗じて得	法律施行規則第23条

(国の 耐震対 策緊急 促進事 業補助 金を活 用した 場合に 限る。)

- 所有者等が行 う事業である こと。
- (3)建築物の耐震 改修の促進に 関する法律施 行規則(平成7 年建設省令第 28号)第5条 第1項第1号 又は第2号に 規定する者に よる耐震診断 であること。
- (4) 耐震診断の結 果が専門機関 等に諮られた ものであるこ と。

面積1,

m² 以内 の部分 3, 67 0 円 / m²以内

延べ イ 面積1,

> 0 0 0 m²を超 えて2,

0 0 0 m² 以内 の部分

1, 57

0 円 / m²以内

延べ ウ

面積2, 0 0 0

meを超 える部

分

1, 05

0 円 /

m²以内

(2) 上記のほ か、設計図 書の復元、 第三者機 関の判定 等の通常 の耐震診 断に要す る費用以 外の費用 を要する 場合は、 1, 57

0,000

た額を限第1項及び第2項の規 度とする。|定に基づき国土交通大 ア 延べ 臣が定める額を限度と し、1,000円未満の 0 0 0 端数は切り捨てる。

特築耐	特築安認記築び急確規築除及急道道物定物全計載物要安認模物くび輸路建建要確画建及緊全大建を)緊送沿築	所うこ)耐果震に第項定震全規もめ1番業。は新診築修す七一基対耐にと基年がある。と指震建修す七一基対耐にと基年があがのの促法第のきる関ずて平土に上定のる8	に乗を(地含(助成対象経費の9分の4以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
2 を	要確画建及緊全大建安認記築び急確規物全計載物要安認模物	1下と合に全す画る 昭律第に級り耐のこ にので はのにので 法年号でので のがいてにめ定。築50第す士さので がまに場は、適ので 法年号23にれたあ 結第以」適合安合計あ (法)の一よるめる 果1でと合に全す画る 昭律第に級り耐のこ に	内の部分 1,330 円/㎡以 内 (3)延べ面積 2,000 ㎡を部分える 90円/	5以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

1	1	l	へいて 東田州	ı	ı
			ついて、専門機		
			関等に諮られ		
			たものである		
			こと(建替えの		
			場合を除く。)。		
			(1)対象建築物の	当該耐震改修	 (1)評点が1.0未満
			所有者等が行	工事に係る工	とされた木造住宅
			う事業である	事費(工事監理	で、改修後の評点が
			こと。	に係る費用を	1. 0以上となる耐
			(2)相談士が「木	含み、消費税及	震改修工事の場合
			造住宅の耐震	び地方消費税	次に掲げる額の合計
			診断と補強方	を含まない。)	額。ただし、利子補
			法(改訂版)」	とし、1戸当た	給制度を利用する場
			に基づき実施	01, 200,	合には、アに定める
			する耐震診断	000円を限	額
			の結果、上部構	度とする。	ア 助成対象経費に2
			造評点 (以下こ		分の1を乗じて得た
			の項において		額(1,000円未
			「評点」とい		満の端数は切り捨て
			う。)が1.0		るものとし、上限は
			未満とされた		60万円とする。)
			木造住宅で、改		イ 助成対象経費(工
	住宅耐		修後の評点が		事監理に係る費用を
3	震改修		1.0以上とな		除く。) に5分の2
0	工事	宅	る耐震改修工		を乗じて得た額(1,
	上事		事又は評点が		000円未満の端数
			0.7未満とさ		は切り捨てるものと
			れた木造住宅		し、上限は575,0
			で、改修後の評		00円とする。)。こ
			点が0.7以上		の場合において、助
			となる耐震改		成対象経費の欄に規
			修工事である		定する限度額は、適
			こと。		用しない。
			(3)改修後の評点		(2) 評点が0.7未
			が0.7以上と		満とされた木造住宅
			なる耐震改修		で、改修後の評点が
			工事の場合に		0. 7以上となる耐
			あっては、地震		震改修工事の場合
			時に転倒の恐		次に掲げる額の合計
			れのある家具		額
			等について転		ア 助成対象経費に2
			倒防止対策を		分の1を乗じて得た
			実施すること。		額(1,000円未

	(4)相談士が耐震改修に関する設計及実施工工を実施すること。	7才 () 才 () 之 (満の端数は切り上の が出し、すると ののののででは のののででででででででできる。 でででででできる。 ででででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででででででできる。 でででできる。 でででできる。 でででででででででできる。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで
分ンン譲ショ	区分行ると がある がある 指震 安し を し 会 に が あ 指震 安 し 安 し 安 し 会 に 適 の で る に 。 の る に 。 の る に 。 の る に 。 の る ら に 。 の る の る と の る と の る と の る る と の る と る と	㎡当たり51 700得たので 700得たる 10年と 10年と 10年と 10年と 10年と 10年と 10年と 10年と	

			総合交付金交 付要3月26 日子3月官会 第17号) 第6月間 第6月間 第6月間 第6月間 第6月間 第6月間 第6月間 第6日間 第6日間 第6日間 第6日間 第6日間 第6日間 第6日間 第6日	た 1 助成製名奴典にの 9.9
4	特築耐修事替は定物震、え除建等改工建又却	特築安認記築緊全大建(防点築該るにるは輸路建をく 要確画定物全計載物急確規築地災等物当も)緊送沿築) 安認記建要確画建要安認模物域拠建にすの限又急道道物除 全計載	の単いまでででである。 一点のシェリーでは、 の単い基のででででである。 一点のシェリーでは、 の単い基のででででである。 一点のシェリーでは、 のシェリーででする。 一点のシェリーでは、 のシェリーでは、 のシェリーでは、 のシェリーでは、 のシェリーでは、 のシェリーでは、 のシェリーでは、 のシェリーでは、 の一点のでは、 の一点のでででででででいる。 をは、 の一点のででである。 の一点のででである。 の一点のででである。 の一点のででである。 の一点のででである。 の一点のででである。 の一点のででである。 の一点のでである。 の一点のででである。 の一点のででである。 の一点のででである。 の一点のででである。 の一点のででである。 の一点のでである。 の一点のでである。 の一点のでである。 の一点のでである。 のののででである。 のののででである。 のののででである。 のののででは、 ののででである。 ののでである。 のののである。 のののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののである。 ののでは、 ののである。 ののでは、 ののである。 のののである。 ののでは、 ののである。 ののでのである。 ののでのでのである。 ののでのでのである。 ののでのでのである。 ののでのでのでのでのでのである。 ののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	7度に等には震時をとるめつり性場たのン8を消方のと、特よ大がに確がとるいもを合り円に,限費消のと、特は大がに確がとるいもを合り円に,限費消

建築物、	であること (次	り捨てる。
要緊急	号に該当する	
安全確	ものを除く。)。	
認大規	(5)要安全確認計	
模 建 築	画記載建築物	
物(地域	又は要緊急安	
防災拠	全確認大規模	
点 等 建	建築物にあっ	
築物に	ては、対象建築	
該当す	物の所有者等	
るもの	が行う耐震改	
に限	修工事、建替え	
る。) 又	又は除却であ	
は緊急	ること。	
輸送道		
路沿道		
建築物		

備考 この表において「地域防災拠点等建築物」とは、地震時に避難者に対する 支援、物資調達等で重要な機能を果たすものとして、地域防災計画に位置づけられている建築物又は地方公共団体と協定等を締結している建築物をいう。

(宛先) 各務原市長

申請者 住 所 氏 名 電 話()

耐震診断事業実施計画書

私は、耐震診断を実施するにあたり助成金の交付を受けたいので、各務原市建築物等耐震化促 進事業助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

なお、私は暴力団等(各務原市補助金交付規則第3条の3各号に掲げるものをいう。)ではな いことを誓約いたします。

所有者	住所	
者	氏 名	
建	所 在 地	各務原市
	用途	建築年月年月
建物の概要	構造	階数
要	延 ベ 面 積	$ m m^2$
	図書の有無	有(確認済証・構造図・構造計算書・その他)・無
	氏 名	
		() 建築士() 登録 第 号
<u> </u>	資 格	岐阜県木造住宅耐震相談士 登録第 () 号
耐震診断者		受講講習会等 ()
断者		名称
	建築士事務所	所 在 地
	建架工事物別 	電話番号 郵便番号
		(級)建築士事務所()知事登録第 号
診断	実 施 時 期	年 月

【添付図書】 (1) 耐震診断費用の見積書の写し(2) 建築物の建築年、所有者が確認できる 書面の写し(固定資産既存家屋証明書、建築確認通知、登記済証等) (3) 納税 証明書(4)耐震診断者の資格者証等の写し(5)管理組合又は管理組合法人の 代表者が確認できる図書の写し(分譲マンションの場合に限る。)(6)その他 必要と認める書類

- ※注 不要な箇所は、一線で抹消すること。
- ※注 添付図書について、市長が認めたときは別紙同意書により一部を省略することができる。

(宛先) 各務原市長

申請者 住 所 氏 名 電 話(

耐震改修計画策定事業実施計画書

私は、耐震改修計画策定を実施するにあたり助成金の交付を受けたいので、各務原市建築物等 耐震化促進事業助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。 なお、私は暴力団等(各務原市補助金交付規則第3条の3各号に掲げるものをいう。)ではな いことを誓約いたします。

所有者	住 所	
者	氏 名	
	所 在 地	各務原市
7-1-	用途	建築年月年月
建物の	構造	階数
概要	延べ面積	m²
	対象建築物区分	
	耐震診断結果	
	氏 名	
耐	 資 格	() 建築士() 登録 第 号
耐震改修計画策定者		受講講習会等 ()
計画		名称
策定	建築士事務所	所 在 地
者	在朱工事物//	電 話 番 号 郵便番号
		(級)建築士事務所()知事登録第号
計画	実 施 時 期	年 月

【添付図書】 (1) 耐震改修計画策定費用の見積書の写し(2) 建築物の建築年、所有者が確 認できる書面の写し(固定資産既存家屋証明書、建築確認通知、登記済証等)(3) 納税証明書(4)耐震診断者の資格者証等の写し(5)管理組合又は管理組合法 人の代表者が確認できる図書の写し(分譲マンションの場合に限る。)(6)そ の他必要と認める書類

- ※注 不要な箇所は、一線で抹消すること。
- ※注 添付図書について、市長が認めたときは別紙同意書により一部を省略することができる。

 申請者
 住
 所

 氏
 名

 電
 話()

耐震改修工事実施計画書

(第1面)

私は、耐震改修工事を実施するにあたり助成金の交付を受けたいので、各務原市建築物等耐震 化促進事業助成金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

なお、私は暴力団等(各務原市補助金交付規則第3条の3各号に掲げるものをいう。)ではないことを誓約いたします。

耐 震	震 診 断		決定通知日			決定通知	印番号		
副 電	⇒ ∆ ₩□	≯	登録番号			氏	名		
耐 震	診断	計 者	受講講習会等						
	所 在	地	各務原市						
	用	途			建築	年月		年	月
建物概要	構	造			階	类	女		
概要	延べ面積			m²		外の面和 t宅の場)			m²
	改修区分		・木造住宅	分譲マン	ション	• 特定建	築物等(改	女修・建替え	•除却)
	氏	名							
		格	()建築士()	登録	第		号
耐電	資		岐阜県木造住等	它耐震相談士	登録第	()	号
辰 改 修			受講講習会等	()
耐震改修設計者	建築	士	名称	(級) 發	建築士事 務	5所()知事	登録 第	号
	事 務	所	所 在 地						
			電話番号				郵便番号		

※注 不要な箇所は、一線で抹消すること。

	氏	名		
			(級)建築士 ())登録 第 号
工	資	格	岐阜県木造住宅耐震相談士	登録 第 号
工事監理者			受講講習会等()
理	建築	士	(級)建築士事務所()	知事登録 第 号
11	事 務 所	名		
	所 在	地		
	電 話 番	号	郵便	更番号
	所 在	地		
工事施工者	事業所	名	建設業の許可()第	号
者	電 話 番	号	郵便	更番号
工	着手予定	日	年 月	日
期	完了予定	日	年 月	日
事業費	全 事 業	費		円
費	助成対象事業			円
耐震診断結果	改修前の評点 は I s	京又 値		
	改修後の評点 は I s 値 (予			

【添付図書】

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震改修工事の設計・工事監理を実施する岐阜県木造住宅耐震相談士の登録証及び事務所協会又は建防協発行の受講修了証(木造住宅耐震補強工事に限る。) の写し
- (3) 耐震改修工事の内容のわかる図面
- (4) 耐震改修工事の実施後の建物評点が確認できる計算書
- (5)建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づく認定通知書の写し(特定建築物の場合)
- (6) 事業費の見積書の写し(補助対象内外の区別をしたもの)
- (7)事業の工程表
- (8) 建築物の建築年、所有者が確認できる書面の写し(固定資産既存家屋証明書、建築確認通知、登記済証等)
- (9)納稅証明書
- (10) その他必要と認める書類
- ※注 添付図書について、市長が認めたときは別紙同意書により一部を省略することができる。

 第
 号

 年
 月

 日

様

各務原市長印

耐震診断事業実施承諾書

年 月 日付けにて提出のありました下記の事業に関する耐震診断事業実施計画を 調査しましたところ適当と認められますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱 第6条第2項の規定により承諾書を交付します。

- 1 建物所在地
- 2 事 業 名
- 3 建物用途
- 4 構 造
- 5 そ の 他 耐震診断事業実施計画書記載のとおり
- ※注 耐震診断完了後、速やかに耐震診断事業完了報告書及び耐震診断事業助成金交付申請書を 提出してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

各務原市長 印

耐震改修計画策定事業実施承諾書

年 月 日付けにて提出のありました下記の事業に関する耐震改修計画策定事業実施計画を調査しましたところ適当と認められますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により承諾書を交付します。

記

- 1 建物所在地
- 2 事 業 名
- 3 建物用途
- 4 構 造
- 5 そ の 他 耐震改修計画策定事業実施計画書記載のとおり

※注 耐震改修計画策定完了後、速やかに耐震改修計画策定事業完了報告書及び耐震改修計画策 定事業助成金交付申請書を提出してください。

 第
 号

 年
 月

 日

様

各務原市長印

耐震改修工事実施承諾書

年 月 日付けにて提出のありました下記の事業に関する耐震改修工事実施計画を 調査しましたところ適当と認められますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱 第6条第2項の規定により承諾書を交付します。

- 1 建物所在地
- 2 事 業 名
- 3 建物用途
- 4 構 造
- 5 そ の 他 耐震改修工事実施計画書記載のとおり
- ※注 耐震改修工事完了後、速やかに耐震改修工事完了報告書及び耐震改修工事助成金交付申請 書を提出してください。

 申請者 住 所

 氏 名

 電 話()

事業計画変更・中止届書

年 月 日付けにて承諾されました実施計画について、下記事項を変更・中止しますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

記

所 有 者	住	所	
	氏	名	
建物	所 在	地	
承 諾	番	号	
承 諾	年 月	日	
事	業	名	
変 更 •	中止理	由	
変更	内	容	

【添付図書】 変更の内容がわかる図面等 ※注 不要な箇所は、—線で抹消すること。

第号年月日

様

各務原市長

印

事業計画変更承諾書

年 月 日付けにて提出のありました事業計画変更届を調査しましたところ適当と認められますので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により承諾書を交付します。

記

- 1 建物所在地
- 2 事 業 名
- 3 建物用途
- 4 構 造
- 5 そ の 他 事業計画変更届書記載のとおり

※注 事業完了後、速やかに完了報告書及び助成金交付申請書を提出してください。

 申請者 住 所

 氏 名

 電 話 ()

耐震診断事業完了報告書

耐震診断事業が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第8条の 規定により下記のとおり報告します。

記

耐霉診	斯·東 :	坐 承 封	まま	承諾番号						
	耐震診断事業承諾書			承諾年月日						
五1 春 弘		bkr*	≠ ×	登録番号		氏		名		
耐震	診	断	者	受講講習会等						
	所	在	地	各務原市						
建物概要	用		途		建	築	年	月	年	月
概要	構		造		階			数		
	延、	べ面	積					m²		

【添付図書】

- (1) 「耐震診断結果報告書」の写し
- (2) 「領収書」の写し

(宛先) 各務原市長

 申請者
 住
 所

 氏
 名

 電
 話
 (
)

耐震診断事業助成金交付申請書

下記の耐震診断事業が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第 8条の規定により助成金の交付申請をします。

- 1 助成金の額 金 円
- 2 建物の所在地 各務原市
- 3 事 業 名
- 4 そ の 他 耐震診断事業完了報告書のとおり

 申請者
 住
 所

 氏
 名

 電
 話
 (
)

耐震改修計画策定事業完了報告書

耐震改修計画策定事業が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

耐震改事業	修 計 承	一画 策 諾	定書	承諾年月日						
耐患业收到而签字类		登 録 番 号		氏		名				
耐震改修計画策定者			1 1 1	受講講習会等						
	所	在	地	各務原市						
建物概要	用		途		建	築	年	月	年	月
概要	構		造		階			数		
	延、	べ面	積					m²		

【添付図書】

- (1) 「耐震改修計画報告書(評定書)」の写し
- (2) 「領収書」の写し

(宛先) 各務原市長

 申請者 住 所

 氏 名

 電 話 ()

耐震改修計画策定事業助成金交付申請書

下記の耐震改修計画策定事業が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第8条の規定により助成金の交付申請をします。

- 1 助成金の額 金 円
- 2 建物の所在地 各務原市
- 3 事 業 名
- 4 そ の 他 耐震改修計画策定事業完了報告書のとおり

 申請者 住 所

 氏 名

 電 話 ()

耐震改修工事完了報告書

(第1面)

耐震改修工事が完了しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第8条の 規定により下記のとおり報告します。

耐震	さ 改	修	承 諾 番 号	
実 施 承 諾 書			承諾年月日	年 月 日
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	⊶	登 録 番 号	氏 名
耐震	診断	者	受講講習会等	
	所 在	地	各務原市	
建	用	途		建築年月年月
建物概要	構	造		階数
要	延べ面	ā積	m²	住宅部分の面積 m ²
	改修区	区分	・木造住宅・分譲マン	ション・特定建築物等(改修・建替え・除却)
	氏	名		
			() 建築士() 登録 第 号
耐雹	資	格	岐阜県木造住宅耐震相談士	登録第() 号
改修			受講講習会等()
耐震改修設計者	建築	築士	名 称 (級)3	建築士事務所()知事登録 第 号
	事務	所	所 在 地	
		177 171	電話番号	郵便番号

※注 不要な箇所は、一線で抹消すること。

	氏	名				
工事監理者			(級)建築士 ()登録	第	号
	資	格	岐阜県木造住宅耐震相談士	登録	第	号
			受講講習会等()
	建築	士	(級)建築士事務所()知事登録	第	号
111	事 務 所	名				
	所 在	地				
	電話番	号		郵便番号		
7	所 在	地				
工事施工者	事 業 所	名	建設業の許可()第	号		
者	電 話 番	号		郵便番号		
エ	着手	日	年	月 日		
期	完 了	日	年	月 日		
事業費	工事契約会	定額		円		
費	助成対象事	業費		円		
耐震診断結果	改修前の記 又は I s					
	改修後の記 又は I s					

【添付図書】

- (1) 耐震改修工事の実施後の建物評点が確認できる計算書
- (2) 「工事請負契約書」の写し
- (3)「工事監理委託契約書」の写し
- (4) 工事請負契約書及び監理委託契約書の「領収書」の写し
- (5) 耐震改修工事の内容のわかる図面
- (6) 工事写真(着手前及び完成写真含む)
- (7) 事業費の内訳書の写し(補助対象内外の区別をしたもの)
- (8) その他必要な書類

(宛先) 各務原市長

 申請者
 住 所

 氏 名

 電 話 ()

耐震改修工事助成金交付申請書

下記の耐震改修工事を実施しましたので、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第 8条の規定により助成金の交付申請をします。

記

- 1 助成対象経費 金 円
- 2 助成金の額 金 円
- 3 建物の所在地 各務原市
- 4 事 業 名
- 5 事業の区分 ・木造住宅耐震改修工事
 - ・分譲マンション耐震改修工事
 - 特定建築物等耐震改修工事(改修・建替え・除却)
- 6 そ の 他 耐震改修工事完了報告書のとおり

※注 不要な箇所は、一線で抹消すること。

第号年月

様

各務原市長 印

耐震診断事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました下記の事業に関する耐震診断の助成金については、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

- 1 助成金の額 金 円
- 2 建物所在地 各務原市
- 3 事 業 名
- 4 そ の 他

第号年月

様

各務原市長 印

耐震改修計画策定事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました下記の事業に関する耐震改修計画策定の助成金については、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

- 1 助成金の額 金 円
- 2 建物所在地 各務原市
- 3 事 業 名
- 4 そ の 他

第号年月

様

各務原市長印

耐震改修工事助成金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました下記の事業に関する耐震改修工事の助成金については、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

- 1 助成金の額 金 円
- 2 建物所在地 各務原市
- 3 事業名
- 4 その他

 申請者 住 所

 氏 名

 電 話 ()

耐震診断事業助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号 により交付決定のありました耐震診断事業の助成金について、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

助成金振込先 銀 行 信用金庫 金融機関名 本 店 農業協同組合 支 店 種 普通 • 当座 口座番号 預 金 目 ふ り が な 口座名義人

※注 不要な箇所は、 無線で抹消すること。

(宛先) 各務原市長

 申請者 住 所

 氏 名

 電 話 ()

耐震改修計画策定事業助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号 により交付決定のありました耐震改修計画策定事業の助成金について、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

助成金振込先 行 信用金庫 金融機関名 本 店 農業協同組合 支 店 普通 • 当座 預 金 種 目 口座番号 ふり が な 口座名義人

※注 不要な箇所は、 無線で抹消すること。

 申請者 住 所

 氏 名

 電 話 ()

耐震改修工事助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号 により交付決定のありました耐震改修工事の助成金について、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

助	成 金	振 込	先					
金	融	幾 関	名		銀行・信 信組・農		本 支	店 店
預	金	種	目	普通 •	当座	口座番号		
S	り	が	な					
П	座	名義	人					

※注 不要な箇所は、一線で抹消すること。 代理受領の場合、振込先の記入は不要とする。

(宛先) 各務原市長

(委任者) 住 所

氏 名

電話番号 () 一

代理受領申出書

私は、各務原市建築物等耐震化促進事業助成金の受領を下記の者に委任します。

記

	欠		П	大人为户亚目	hth:	
交付決定年月日	年	月	目	交付決定番号	第	号
建物所在地	各務原市					
助成対象事業費					円	
交付申請した助成金額					円	

受領者 (事業者)

受領者 (事業者)	所在地又は住所			
	名称又は氏名			
	役職・代表者氏名 (個人の場合は、記載不要)			
	代理受領予定額			円
n.i	金融機関名		銀行・信金 言組・農協	本店 支店
助成金振込先	預金種目	普通・当座	口座番号	
	ふりがな			
	口座名義人			

〈注意事項〉

- ① 委任先は、原則、1者としてください。
- ② 助成金の振込は、適正な請求書を受理してから、約1か月後になります。
- ③ 助成金の交付対象者と施工業者双方でよく協議した上でご利用ください。